

# 公共用水域海域等水質調査分析委託業務仕様書

甲 和歌山市

乙 \_\_\_\_\_

- 1 公共用水域（海域・築地川及び水軒川）及び港口の調査に係る試料の採取、水質測定及び検査結果の整理並びに工場排水の水質測定、地下水の水質測定及び公共用水域河川の水質測定業務が含まれる。
- 2 公共用水域海域等水質調査に係る試料の採取は乙が2班以上（各2名以上）で行うものとするが、工場排水調査、地下水調査及び公共用水域河川調査に係る試料採取は、甲が行うものとする。  
また、公共用水域（海域・築地川及び水軒川）試料採取時の状況を記録し、報告すること。
- 3 試料採取地点、採取方法及び採取日時等については、甲が指示する。
- 4 試料採取は、公共用水域（海域・築地川及び水軒川）については1か月1回の年12回、港口については年1回とする。試料採取後は、法令等に基づき直ちに分析検査室に搬入し分析を実施すること。  
なお、分析結果について、疑問が生ずることがあった場合、甲は、再度調査を依頼することができる。
- 5 試料採取容器、器具等の調達に係る費用（試料採取に係る船等の調達も含む）は、乙の負担とする。
- 6 試料採取時を含む委託業務従事中の事故等については、乙の責任において処理解決すること。
- 7 試料数、項目数等の事業内容は、別紙1、2に示すとおりとする。
- 8 各項目の分析方法は、別紙3に示すとおりとする。
- 9 CODの測定結果及び環境基準値を超えた項目の結果については分析が完了次第速やかに報告すること。
- 10 計量証明書は、試料採取日から20日以内に作成し、甲に提出するものとし、年報及び委託業務完了報告書の履行期限は令和9年3月31日までとする。  
また、甲の指定する分析結果集計表（Excel様式）を作成し、計量証明書提出時に電子媒体（CD-R等）により提出すること。
- 11 必要に応じて、クロスチェックを実施するものとするが、その費用は、乙の負担とする。
- 12 年報及び委託業務完了報告書を併せて提出するものとし、甲の確認を受けた後この委託業務が完了されたものとする。
- 13 乙は計量証明事業者の登録を受けていることとし、環境計量士の資格を有する者を配置すること。  
また、配置する環境計量士の資格証の写し等を必要に応じ提出すること。
- 14 試料採取及び測定については作業方法を熟知した者が行うこと。
- 15 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。  
質問事項は文書で担当課長あて提出すること。  
締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。  
なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## (1)事業内容(公共用水域海域)

	分析項目	和歌山海域(16地点)		築地川及び水軒川(3地点)		計
		地点×回数	数量	地点×回数	数量	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	16 × 12	192	3 × 12	36	228
	溶存酸素量(DO)	16 × 12	192	3 × 12	36	228
	底層溶存酸素量(下層DO)	15 × 12	180			180
	化学的酸素要求量(COD)	16 × 12	192	3 × 12	36	228
	浮遊物質量(SS)	16 × 12	192	3 × 12	36	228
	大腸菌数					0
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	16 × 6	96	3 × 6	18	114
	全窒素	16 × 12	192	3 × 12	36	228
	全燐	16 × 12	192	3 × 12	36	228
	全亜鉛	16 × 4	64	3 × 4	12	76
健康項目	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	9 × 1	9	1 × 1	1	10
	カドミウム	16 × 4	64	3 × 4	12	76
	全シアン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	鉛	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	六価クロム	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	砒素	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	総水銀	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	アルキル水銀					0
	PCB	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	ジクロロメタン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	四塩化炭素	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	1,2-ジクロロエタン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	1,1-ジクロロエチレン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	シス-1,2-ジクロロエチレン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	1,1,1-トリクロロエタン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	1,1,2-トリクロロエタン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	トリクロロエチレン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	テトラクロロエチレン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	1,3-ジクロロプロペン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
項目特 殊	チウラム	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	シマジン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	チオベンカルブ	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	ベンゼン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	セレン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	1,4-ジオキサン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	銅	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	クロム	9 × 2	18	1 × 2	2	20
その他項目	フェノール	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	アンモニア性窒素	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	硝酸性窒素	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	亜硝酸性窒素	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	リン酸性リン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
	塩化物イオン	9 × 2	18	1 × 2	2	20
合 計			2,123		321	2,444

※ 各測定では、透明度(築地川及び水軒川を除く。)、気温、水温、流況、色相、臭気の測定も行う。

## (2)事業内容(工場排水)

分析項目	地点×回数	数量	合計
PCB	5×1	5	
有機燐化合物	5×1	5	10

## (3)事業内容(港口)

分析項目	回数	数量	合計
溶解性鉄	1	1	5
溶解性マンガン	1	1	
有機燐化合物	1	1	
硫化物	1	1	
ニッケル	1	1	

\* St.4(北港入口)の試料を検体として行うものとする。

## (4)事業内容(地下水)

分析項目	地点×回数	数量	合計
塩化ビニルモナー	32×1	32	64
PCB	32×1	32	

## (5)事業内容(公共用水域河川)

分析項目	地点×回数	数量	合計
PFOS及びPFOA	3×1	3	3

## 分析方法

## ① 公共用水域海域

分析項目		分析方法	有効数 字 桁 数	小数点以下 桁 数	報告下限値 (mg/l)
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	日本産業規格(以下「規格」という)K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	—	1	—
	溶存酸素量(DO)	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	2	1	0.5
	底層溶存酸素量(下層DO)	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という)付表10に掲げる方法	2	1	0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格K0102-1 17.2に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	2	1	0.5
	浮遊物質量(SS)	告示付表8に掲げる方法	2	0	1
	規格K0102-5 5.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5°C(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	2	0	1CFU/100mL	
	大腸菌数	規格K0102-1 22.5に定める方法	2	1	0.5
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	規格K0102-2 17.3、17.4又は17.5(17.5.3.2を除く。)に定める方法	2	2	0.05
	全窒素	規格K0102-2 18.4(18.4.1.4(b)を除く。)に定める方法	2	3	0.003
	全燃	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	2	3	0.001
健康項目	全垂鉛	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	2	4	0.0006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	2	4	0.0003
	カドミウム	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方	2	1	0.1
	全シアン	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	2	3	0.005
	鉛	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4(b))による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0102-7 7の a)又は b)に定める操作を行うこと。	2	2	0.01
	六価クロム	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4(b))による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0102-7 7の a)又は b)に定める操作を行うこと。	2	2	0.01
	砒素	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	2	3	0.001
	総水銀	告示付表2に掲げる方法	2	4	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3に掲げる方法	2	4	0.0005
	PCB	告示付表4に掲げる方法	2	4	0.0005
項目特 目殊	ジクロロメタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2	3	0.002
	四塩化炭素	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2	4	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	2	4	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2	3	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2	3	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2	2	0.01
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2	4	0.0006
	トリクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2	3	0.001
	テトラクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2	3	0.001
	1,3-ジクロロプロパン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	2	4	0.0002
その他 項目	チカラム	告示付表5に掲げる方法	2	4	0.0006
	シマシン	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	2	4	0.0003
	オヘンカルブ	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法	2	3	0.002
	ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2	3	0.001
	セレン	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	2	3	0.001
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法	2	2	0.02
	1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	2	3	0.005
	銅	規格K0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法	2	2	0.04
	クロム	規格K0102-3 24.2に定める方法	2	2	0.03
	フェノール	環境省環境管理局水環境部長通知(平成15年11月5日環水企発第031105001号、環水管発第031105001号)付表1に掲げる方法	2	3	0.001
項目特 目殊	アノモニア性窒素	規格K0102-2 13に定める方法	2	2	0.06
	硝酸性窒素	規格K0102-2 15.3、15.6又は15.8に定める方法	2	2	0.01
	亜硝酸性窒素	規格K0102-2 14に定める方法	2	2	0.01
	リン酸性リチウム	規格K0102-2 18.2に定める方法	2	2	0.01
	塩化物イオン	規格K0102-2 6に定める方法	2	0	1

※海域透明度の測定方法は別紙

## ② 工場排水

分析項目		分析方法	有効数 字 桁 数	小数点以下 桁 数	報告下限値 (mg/l)
PCB	告示付表4に掲げる方法	2	4	0.0005	
有機燐化合物	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はバラチオン、メチルバラチオン若しくははEPNにあつては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法(ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2に定める操作とする。)	2	1	0.1	

## ③ 港口

分析項目		分析方法	有効数 字 桁 数	小数点以下 桁 数	報告下限値 (mg/l)
溶解性鉄	規格K0102-3 16.3、16.4又は16.5に定める方法	2	2	0.05	
溶解性マンガン	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法	2	2	0.01	
有機燐化合物	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はバラチオン、メチルバラチオン若しくははEPNにあつては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法(ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2に定める操作とする。)	2	2	0.01	
硫化物	規格K0102-2 10.5又は10.6に定める方法	2	1	0.5	
ニッケル	規格K0102-3 18.4に定める方法又は平成5年4月28日環境庁通知環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法	2	2	0.05	

## ④ 地下水

分析項目		分析方法	有効数 字 桁 数	小数点以下 桁 数	報告下限値 (mg/l)
塩化ビニルモノマー	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法	2	4	0.0002	
PCB	告示付表4に掲げる方法	2	4	0.0005	

## ⑤ 公共用水域河川

分析項目		分析方法	有効数 字 桁 数	小数点以下 桁 数	報告下限値 (ng/l)
PFOS	環境省水・大気環境局長通知(令和2年5月28日環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号(以下、「令和2年環境省通知」という))付表1に掲げる方法	2	1	0.1	
PFOA	令和2年環境省通知付表1に掲げる方法	2	1	0.2	
PFOS及びPFOA	令和2年環境省通知付表1に掲げる方法	2	1	0.3	

### 3. 海域における要測定指標の測定方法

(昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」における別表 2 の  
「海域」が適用されている海域)

#### (1) 下層 DO

水生生物の保全の観点から下層 DO の環境基準化について検討するため、海域において以下の方法で下層 DO の測定を行う。

表 4 下層 DO の測定方法

項目	内容
測定の目的	水生生物の保全の観点から下層 DO の環境基準化について検討するため、海域における下層 DO のデータ等を収集する。
対象水域	全ての海域
測定地点の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水生生物の保全 水生生物（魚類等）の保全目標を設定し、その魚種等の生息環境を保全するとの考え方に基づき、保全すべき魚種等の生息域の海底直上で測定をすることが理想的である。 しかし、現段階では、魚類の生息状況を基にした類型指定のあてはめの考え方の整理中であることから、既存の環境基準点で実施することを基本とする。</li> <li>○測定地点の設置を検討する場合は、底生性の魚類が産卵場、稚仔魚の生息場として利用している浅場で測定地点を設定することが望ましい。また、面的な広がりを見るために一辺 10 km 四方程度の水域に 1 点以上設置することが望ましい。</li> <li>○航路等の生物の少ない地点についても、必要に応じて測定地点を設定することが望ましい。</li> <li>○既存の測定地点以外の測定地点が既に設置されていて、他機関により測定が行われる場合には、その地点を測定地点として設定し、データを他機関から収集してもよい。</li> </ul>
測定地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水生生物の保全 水生生物の保全の観点<sup>注1</sup>から必要な既存の測定地点</li> </ul>
測定深度	保全対象とする生物が生息する海底直上 <sup>注1</sup>
測定手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水生生物は貧酸素になると即座に死滅するおそれがあることから、一時的な DO 低下も把握できるように、海底直上で定置式の溶存酸素計による、時間的な DO 連続測定を行うことが望ましい。</li> <li>・なお、時間的な連続測定が困難な水域においては定期的な DO 測定を行う。定期的な DO 測定を行うに当たっては、以下のいずれかの方法、もしくは両方で測定を行う<sup>注2</sup>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①溶存酸素計もしくは多項目水質計による測定<sup>注3, 5</sup></li> <li>②採水・分析<sup>注4, 5</sup></li> </ul> </li> </ul>
測定頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定置式の溶存酸素計を設置する場合は時間的に連続して測定を行う。</li> <li>・定期的な DO 測定を行う場合は、貧酸素状態をよく捉えることができる夏季等に測定を重点化する等、効率的な測定を行う。測定頻度は年 12 回以上を基本とする。</li> </ul>

<留意事項>

- 注1：水生生物の保全の観点からの保全対象種については、海域毎で検討を行うものとする。事例としては以下が考えられる。なお、対象種については、閉鎖性海域中長期ビジョン p.42 等も参考とすること。  
①トラフグ、スズキ、カサゴ、マハゼ等の魚介類  
②シノブハネエラスピオ等の貧酸素耐性が最も強い生物  
③漁獲されている魚類
- 注2：海底直上とは、できるだけ海底に近いところで測定することを基本とするが、測定時に底泥にセンサーや採水器が着底しないよう、現実的に測定可能な位置で測定を行うこととする。例えば、深い海域では海底直上1m、浅い海域では、海底直上0.5mなどが考えられる。(参考図を参照)
- 注3：定期的なDO測定を水深が深い地点で実施する場合は、機器の能力を考慮して測定できる最大水深(例えば水深80m)まで測定を行うことが現実的である。
- 注4：溶存酸素計もしくは多項目水質計による測定を実施する場合は鉛直的に表層から底層までを一定間隔で測定することが望ましい。
- 注5：バンドン採水器等水深別に採水できるものを用いる。
- 注6：下層DOを測定するに当たって、船舶のアンカーを落とす場合には、底泥の巻き上げとの影響に留意する。測定地点の水深をロープの長さで測定する場合と水圧計で測定する場合では、測定深度が異なる可能性があることから、測定方法による差異も考慮して測定することが望ましい。

## (2) 透明度

海藻草類の保全、親水利用の観点から透明度の環境基準化について検討するため、以下の方法で透明度の測定を行う。

表 5 透明度の測定方法

項目	内容
測定の目的	海藻草類の生育環境保全の観点、及び水浴、ダイビング、海中展望、散策、釣りといった親水利用の観点から、透明度の環境基準化について検討するため、海域における透明度のデータ等を収集する。
対象水域	(1)海藻草類の保全 全ての海域 (2)親水利用 ①水浴、ダイビング、海中展望等 親水利用のある海域 ②散策、釣り等 全ての海域
測定地点	(1)海藻草類の保全 海藻草類の生育状況による目標設定の考え方に基づき、保全すべき海藻草類に対応した生育場で測定をすることが理想的である。 しかし、現段階では、海藻草類の生育状況による類型指定のあてはめの考え方方が整理中であることから、上記の考え方によった既存の測定地点で実施することを基本とする。 <sup>注1</sup> (2)親水利用 ①水浴、ダイビング、海中展望等 利用場所の近傍で設定する。近傍に既存の測定地点があるのであれば、その地点で測定を行う。 ②散策、釣り等 散策、釣りで利用される地点（例えば海岸）での近傍で設定する。近傍に既存の測定地点があるのであれば、その地点で測定を行う。
測定手法	白色の透明度板（直径 30cm）による測定 <sup>注2,3,4</sup>
測定頻度	(1)海藻草類の保全 海藻草類の生育には年間を通じて光が必要であることから、毎月測定できるように配慮し月 1 回以上を基本とする。 (2)親水利用 ①水浴、ダイビング、海中展望等 利用時期（水浴場であれば開設前から開設中）に、月 1 回以上を基本とする。 ②散策、釣り等 利用時期を考慮して、月 1 回以上を基本とする。利用時期が限定されない場合は、毎月測定できるよう配慮する。

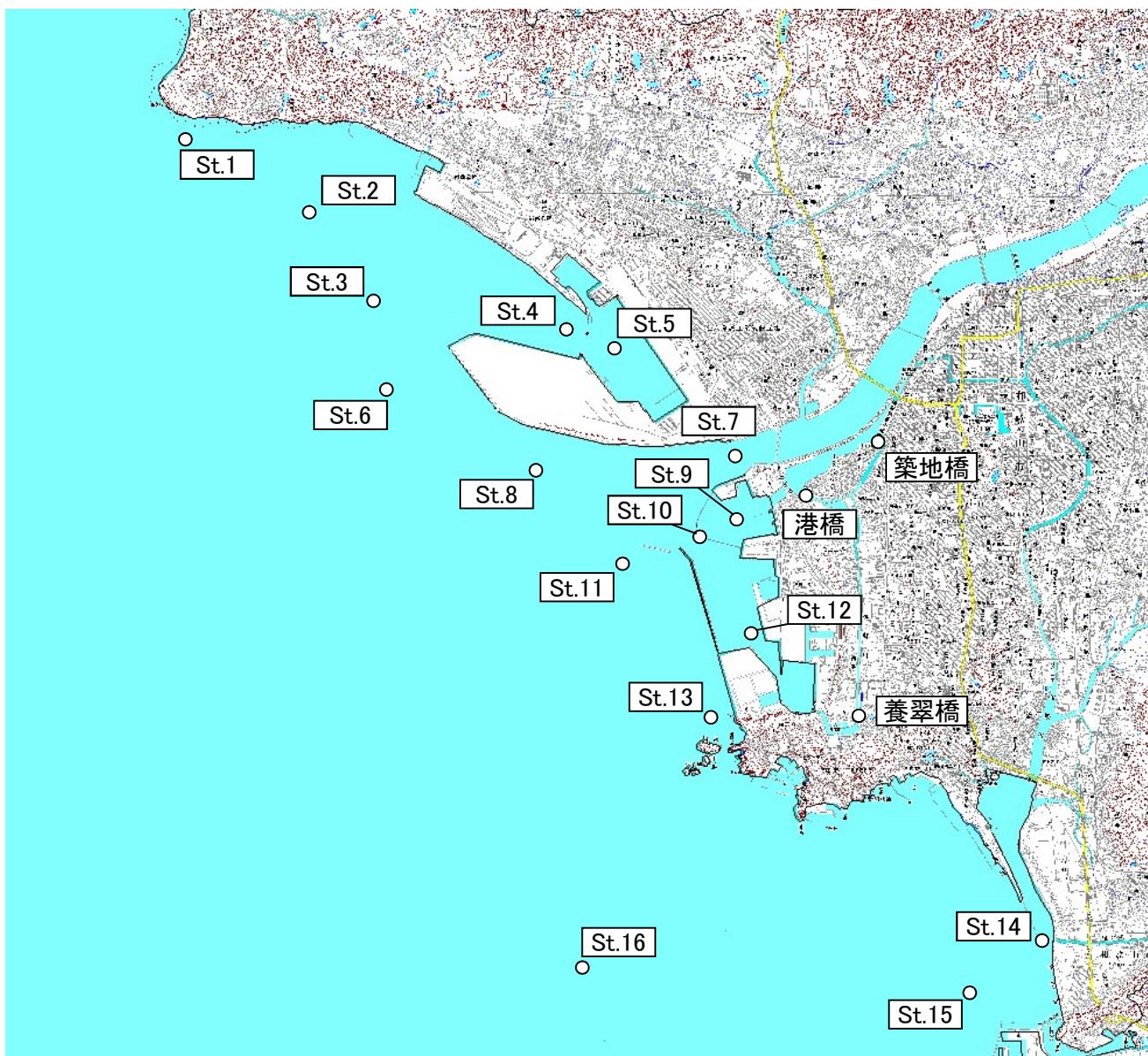
<留意事項>

- 注1：海藻草類は同じ地点であっても繁茂する年、しない年がある。現時点で成育が見られる地点を必ずしも選定しなくても良い。(本来成育していることが望ましい地点、かつて成育が見られていた地点の近傍で測定しても良い。)  
海藻草類の生育場については海域ごとに異なるが、浅場で生育している場合には、浅場での生育阻害が多いことを懸念すると浅場を重点的に測定できるよう地点選定を行うことが望ましい。
- 注2：透明度板を見えなくなる水深まで沈め、次に、透明度板が見えるようになるところまで透明度板を引き上げて、見えるようになったところの水深を読む方式を標準とする。
- 注3：透明度を測定するに当たっては、日没の1時間前までに測定する。
- 注4：船舶のアンカーを落とす場合には底泥の巻き上げとその影響に留意する。

## 公共用水域（海域）測定地点一覧

水域名	地点番号 (和歌山市)	測定地点	地点名 (和歌山県)	地点統一番号 (水域コードー地点コード)	COD等 の類型	COD等の 環境基準	NPの 類型	NPの 環境基準点	緯度(N)	経度(E)
和歌山海域	1	田倉崎	St.1	608-51	A		II		34°15'20" "	135°4'7" "
"	2	西ノ庄沖	St.2	608-62	A		II		34°14'56" "	135°4'42" "
"	3	松江沖	St.3	608-08	A	○	II		34°14'31" "	135°5'16" "
"	4	北港入口	St.4	608-02	A	○	III		34°14'11" "	135°7'6" "
"	5	北港内	St.5	601-01	B	○	III		34°14'3" "	135°7'29" "
"	6	北港沖	St.6	608-09	A	○	II		34°13'52" "	135°5'22" "
"	7	紀の川河口	St.7	608-53	A		III		34°13'24" "	135°8'20" "
"	8	紀の川沖	St.8	608-54	A		III	△	34°13'18" "	135°7'0" "
"	9	本港内	St.9	602-01	C	○	III		34°13'4" "	135°8'30" "
"	10	本港入口	St.10	603-01	B	○	III		34°12'55" "	135°8'4" "
"	11	本港沖	St.11	608-04	A	○	III		34°12'42" "	135°7'28" "
"	12	南港内	St.12	603-02	B	○	III		34°12'10" "	135°8'30" "
"	13	雑賀崎	St.13	608-55	A		II		34°11'34" "	135°8'16" "
"	14	和歌川河口	St.14	613-01	B	○	II		34°10'10" "	135°10'54" "
"	15	毛見沖	St.15	608-56	A		II		34°9'56" "	135°10'18" "
"	16	和歌浦湾沖	St.16	608-64	A		II	△	34°10'2" "	135°6'55" "
築地川 水軒川	17	築地橋	同左	612-01	C	○	III		34°13'28" "	135°9'31" "
	18	港橋	同左	612-51	C		III		34°13'9" "	135°8'55" "
"	19	養翠橋	同左	612-52	C		III		34°11'37" "	135°9'20" "

海域水質調査地点図



## 業務委託契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は公共用海域等水質調査分析委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。委託業務の内容は、次に示す通りとする。

- (1) 公公用海域（海域・築地川及び水軒川・河川）及び港口調査
- (2) 工場排水調査
- (3) 地下水調査

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の額は、\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税に相当する額\_\_\_\_\_円を含む。）とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### （委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

### （業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

### （損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害

は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損額を賠償しなければならない。  
3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 甲は、前項の確認の結果、乙が仕様書に従って委託業務を履行していないと認められる場合は、第2条の契約期間内に、乙に完全な履行を求めることができる。この場合において、乙は、その履行を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。  
3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することできる。

- (1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。  
(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。  
(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。  
2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。  
3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。  
4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の

上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公

正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものといふ。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

#### （乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。
- 2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長 尾花正啓

乙 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守せなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、そ

の損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。